

## 議案第 35 号

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

長与町長 吉 田 慎 一

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

長崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成 18 年 12 月 18 日長崎県指令 18 市町振第 754 号）の一部を次のとおり変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日以後の市町において行う事務について適用し、令和 6 年 12 月 1 日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 374 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることから、市町において行う事務について所要の整備を図るため、長崎県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするもの。